

# 郡上市の住民自治推進に 関する提言書

平成25年2月  
郡上市住民自治推進懇話会

## はじめに

わたしたち、郡上市住民自治推進懇話会（以下「懇話会」とする。）は、郡上市総合計画の審議に関わられた方々を中心に 22 人の委員で構成され、郡上市に適した住民自治のあり方に関する事、自治基本条例に関する事、住民自治を高めるために必要となる事項などについて協議、検討し、市長に提言をすることを目的に、平成 23 年 9 月に発足しました。

平成 24 年 5 月に公募の 4 人を含め 20 人となりましたが、発足以来、12 回の懇話会、4 回の幹事会、12 回の素案策定委員会を開催しました。住民自治や自治基本条例の基礎的なことについての学習会に始まり、自治基本条例を構成する条例項目を研究しながら、郡上市に適した住民自治や自治基本条例の必要性について、協議を重ねてきました。特に住民自治基本条例の必要性については「郡上市に自治基本条例を制定すると仮定した場合、どのような項目が必要で、どのような構成となるか」という視点から自治基本条例の規定項目を研究し、議論を深めてきました。

その結果、市民参画・市民協働によるまちづくりを進めるためには、その基本ルールとなるべく、自治基本条例が必要であるという結論に至り、条例に盛り込むべき内容について、懇話会の提言書としてここにまとめました。

今後は、懇話会の議論の経過を踏まえ、さらに多くの市民の意見を取り入れながら行政および議会の場で十分に検討していただき、（仮称）郡上市自治基本条例（以下「郡上市自治基本条例」という）が制定され、誰もが地域に愛着と誇りを持ち、安心して元気で暮らし続けられる郡上が達成されるよう願っています。

平成 25 年 2 月 27 日

郡上市住民自治推進懇話会  
座長 上村 英二

## 目次

はじめに	2
1. 時代背景と住民自治の検討	4
(1) 時代背景	4
(2) 住民自治推進懇話会	4
(3) 自治基本条例	4
2. 郡上市に適した住民自治のあり方	5
3. (仮称) 郡上市自治基本条例に盛り込むべき内容	6
(1) 前文	6
(2) 総則	8
(3) 権利・責務	12
(4) 市民参画・協働	15
(5) 市政運営	19

### 【資料】

郡上市住民自治推進懇話会 経過

郡上市住民自治推進懇話会の設置について

郡上市住民自治推進懇話会 委員名簿

# 1. 時代背景と住民自治の検討

## (1) 時代背景

平成 12 年の地方分権改革以降、国と地方自治体との関係は、対等・協力という方向へと進み、国・県から地方自治体へとより市民に近いところに政策決定の場が移り、地方自治体の権限は大きくなるなかで、市民の意思と責任に基づいた自治体運営の必要性が高まっています。

これまでのような行政主導の自治体運営ではなく、市民参画・市民協働により、まちづくりを進めて行くことが大切になってきています。

## (2) 住民自治推進懇話会

郡上市では、平成 18 年度からスタートした郡上市総合計画において「みんなでつくる郡上」を基本理念に掲げ、「自立と自律」、「協働と補完」を基本方針とし、市政運営を行っています。平成 22 年度で前期基本計画期間が終了し、平成 23 年度からの後期基本計画の中で、協働のまちづくりの仕組みを整えるために、自治基本条例制定に向けて検討を進めることが明記されました。

それを受け、郡上市では、自治基本条例を含め、郡上市に適した住民自治のあり方等について検討し、市長に提言することを目的として、市民の代表者で構成された懇話会が平成 23 年 9 月に発足しました。

懇話会では、住民自治に関する学習会に始まり、自治基本条例の研究を通して、これからの郡上市における住民自治のあり方について協議を重ねた結果、市民の権利と責務、議会や行政の責務を明確にしながら、協働のまちづくりを進めるために、**市民の市政やまちづくりへの参画を保障する自治基本条例の制定が必要であるという結論に至りました。**

## (3) 自治基本条例

自治基本条例は、自治体運営の基本原則や理念を明らかにし、まちづくりを進める過程での市民の権利や責務、市の責務などの基本ルールを定めた条例です。

地方分権の大きな流れのなか、地方自治体は地域の特性を生かしながら独自のまちづくりを進めていかなければなりません。

これまでの行政主導の自治体運営から、市民参画・市民協働によるまちづくりへの転換と自立した自治体運営のためには基本ルールが必要であり、その役割を果たすのが自治基本条例です。

## 2. 郡上市に適した住民自治のあり方

郡上市に適した住民自治のあり方について、次のとおり提言します。

- (1) 郡上市の目指す姿は市民憲章に掲げられており、その実現に向けた自治を推進する必要があります。
- (2) 高齢化、過疎化が進行していることから、地域の福祉、防災、安全・安心に対応した、住民自治の体制を構築する必要があります。
- (3) 市民は、自治力を高め、「自助・共助・公助」の精神による住民自治の推進を目指し、市民主体の自治運営に努力する必要があります。
- (4) 郡上市は、広大な面積の中に多様な気候風土や習慣、伝統文化があり、そのつながりのもとで日々の生活が営まれています。その中で「地域」という概念は、旧の町村という大きな範囲以外にも、多様な考え方により示される必要があります。

※自治力 法令用語でも定着した用語にもなっていないため、決まった定義があるわけではありませんが、この場合は、自らの地域の課題に対して、自ら参画し、取り組むことにより課題を解決していく力をいいます。

### 3. (仮称) 郡上市自治基本条例に盛り込むべき内容

郡上市自治基本条例に盛り込むべき内容について、次のとおり提言します。

#### (1) 前文

豊かな自然と温かい心、そして歴史と文化が息づく「ふるさと郡上市」。

私たちはこのふるさとを誇りに思い、いつまでも住み続けられる地域であることを願っています。

郡上市には、それぞれの風土習慣をもった多様な地域があります。私たちは、先人たちが綿々と受け継いできたこれらの「たからもの」を守り、さらに磨きをかけて次世代へつないでいかなければなりません。そのためには、市民一人ひとりが力を出し合い、郡上市としてまとまっていく必要があります。

市民と議会と行政のそれぞれの役割を明確にし、人とひととのつながりを大切にした協働によるまちづくりを進めるため、この郡上市自治基本条例を定めます。

#### <解説>

郡上市は、日本のほぼ真ん中に位置し、約90%を山林が占め、白山連峰をはじめとする深い山々に源をもつ長良川、吉田川その他、和良川、石徹白川など、大小24もの河川が市内を流れています。先人たちは、こうした「いのち」を育む豊かな森や水に感謝し、長い歳月をかけて、自然とともに生きる暮らしの知恵を育み、それは今も地域の文化や私たちの生活の中に受け継がれています。

郡上市は平成16年3月に、八幡町、大和町、白鳥町、高鷲村、美並村、明宝村、和良村の7町村が合併し誕生しました。面積は1,030 km<sup>2</sup>という広大な市域を有し、北では2メートルの積雪がありながら南ではほとんど雪がないといった多様な気候風土の中、それぞれの地域には長年培ってきた習慣や伝統芸能があります。それらは先人が築き受け継いできた「たからもの」であり、これを生かし、そして次世代へ引き継いでいくことは、私たち市民の責務といえます。

地方分権という社会の大きな転換のなかで、郡上市がいつまでも住み続けられるまちづくりをすすめるためには、市民が自治の主体となり、お互いの個性を認め合い、絆を大切にする心を持ちながら、郡上市として共通の目標を定めまとまっていくことが重要です。

これからの郡上市は、住民自治の担い手である市民と議会、行政とがお互いの立場、それぞれの役割を明確にし、自主、自律の精神を高め、いつまでも安心して暮らし続けられる「ふるさと郡上市」を目指し努めていきます。

#### 【説明】

郡上市住民自治推進懇話会（以下「懇話会」とする）では、自治基本条例制定の趣旨や目的、思いなどをわかりやすく表現し、条例制定の決意を述べるものとして、次の内容を盛り込み前文案を作成しました。

- 市民憲章を尊重する記述。
- 郡上市の歴史や文化、現状をあらわす記述。
- 条例制定の基本的理念やこれから郡上市がめざす姿の記述。
- 条例制定のキーワードとなる「協働」「自治」「役割・責務」の記述。

#### 【その他意見】

- 本文における「地域」の表現については、旧7町村であると受け止められるような表現はしないという意見。
- 本文において、具体的な地名や河川名などは記述しないという意見。

## (2) 総則

### (1) 名称

名称については、自治基本条例、まちづくり条例、まちづくり基本条例、市民基本条例など表現は多様ですが、条例の内容がかたまった時点で審議します。

#### 【説明】

条例の名称については、既に自治基本条例を制定した他自治体の例を参考にしながら懇話会の中で協議しましたが、条例の中身を協議する前に名称を決めるよりも、条例の内容が定まった時点で、その内容に見合った表現により決定したいということになりました。

市民が親しみやすい名称とすることが第一に考慮すべき点です。

#### 【その他意見】

##### 案1) まちづくり基本条例

- ・言葉の印象がやわらかい。
- ・「まちづくり」という言葉は様々な場面で幅広く使用されており、都市計画などハード的な意味合いと混同される可能性がある。

##### 案2) 自治基本条例

- ・言葉の印象がかたい。
- ・意味合いがはっきりしている。
- ・「自治」という言葉に馴染みがないため、「自治会」と勘違いされる。

### (2) 条例の目的

いつまでも住み続けられる地域（前文）の実現を図るために、市民と議会と行政のそれぞれの役割、責務を明確にし、協働のまちづくりを進めるためにこの条例を定めます。

#### 【説明】

前文の趣旨を受けて、この条例を制定する目的について定めるものです。

市民の権利や市民、議会、行政の責務、市政への参画と協働を明らかにして、いつまでも住み続けられる地域の実現を図ることを目的とします。

### (3) 定義

#### ①市民

市内に居住し、通学または通勤する個人及び市内において事業または活動を行う個人、法人その他団体をいいます。

#### ②市の執行機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。

#### ③協働

地域又は社会の課題の解決を図るため、市民が相互に、又は市民と市がお互いの立場を尊重し、お互いの不足する部分を補いながら、ともに協力して取り組むことをいいます。

#### ④まちづくり

いつまでも住み続けられる地域を作るために、市民主体で課題を解決し、より良い地域を目指す活動全般をいいます。

#### ⑤住民自治

市民自らが参画し、協働し、まちづくりを主体的に進めることをいいます。

### 【説明】

この条例を正しく理解し、運用していく上で、その意味を明確にしておくために定義しています。

- ・「⑥住民自治」については、「自治会」と区別する目的で定義しています。

「自治会」については、用語の定義として条例に掲載はしないものの、条例の解説等に次のように掲載をすることとします。

〈自治会〉 地域内の全世帯を組織する住民自治組織の代表です。そのおもな役割は、地域住民の合意形成を行う他、住民同士の親睦と絆づくり、地域文化の伝承と創造、地域課題の解決など幅広いものです。（参考：郡上市自治会等市民組織活性化方針）

### 【その他意見】

- ・地域の定義が必要であり、旧町村単位よりも、今も守られているより小さな自治会組織の存続を含め、最少のエリアとしたいという意見。

#### (4) 条例の位置づけ

- 郡上市の自治における最高法規（規範）とします。  
但し、「最高法規（規範）」という表現については、全体の条例のイメージにより決定します。

#### 【説明】

この条例の目的は、市民や議会、行政が、まちづくりの基本原則に沿って、それぞれの役割を果たすことで実現されるものです。

この条例は、郡上市のまちづくりの基本について総合的に定めた条例であることから、他の条例や規則等の制定や改廃、まちづくりに関する計画の策定、施策や事業の実施などにおいても、この条例の趣旨が最大限に尊重され、この条例に定める事項との整合性が図られなければなりません。

#### (5) 基本理念

- 条例制定のための基本的な考え方です。
- 市民が主人公です。

#### 【説明】

市政の主人公である市民が積極的に市政やまちづくりに参画し、市民、市議会及び市の執行機関がそれぞれの役割分担のもとに協働しながら住民自治を推進していくとする姿勢を定めています。

(6) 基本原則

前文や目的に則り、これからの新しい自治やまちづくりの原則や理念を定めます。

- ①情報の共有
- ②市民の市政参画
- ③協働によるまちづくり
- ④地域の特性を生かすまちづくり

【説明】

市民と議会、行政が共に郡上市のまちづくりをすすめる上で、特に重要な基本事項として、この条例に位置づける原則を確認します。

- ①市民と議会、行政が情報を共有することで、信頼関係に基づいたまちづくりが進められると考えることから、市民への情報提供及び説明責任を果たすことを基本に据えた市政運営を行います。
- ②市の執行機関は、市民が市政に参加する機会を保障し、市民は積極的な市政参画に努めます。
- ③まちづくりは、すべて行政がやることではなく、また、市民だけでも決してできるものでもありません。市民と議会、行政それぞれが役割と責務を自覚しながら、互いの立場を尊重し、対等な関係で協力して取り組むことが必要です。
- ④郡上市内それぞれの地域に在る多様な地域資源を活用したまちづくりを進めます。

### (3) 権利・責務

#### (1) 市民の権利

この条例の『基本原則』及び『基本理念』に則った、市民に保障される権利を確認するものです。

- ・市民は、まちづくりに参画する権利を有します。
- ・市民は、市の保有する情報を知る権利を有します。

#### 【説明】

郡上市のまちづくりや住民自治に関する権利を定めています。

市民は、政策などの立案、事業の実施、その評価などの様々な過程において意見を述べたり、さまざまなかたちで市政やまちづくりに参画することができます。

また、市民は情報を受けとるだけでなく、自ら市政やまちづくりに関する情報の提供を求めることができます。

#### 【その他意見】

- ・選挙権や福祉に関する権利。  
(憲法や自治法などで定められていることから、今回は規定していません。)
- ・子どもに関する権利。  
(定義の中で市民に含まれるということで特に取り上げてはいません。但し、子どもに関する項目を郡上市の特色として強調するため「子どもの権利」として別で章立てすることも検討する必要があります。)

## (2) 市民の役割・責務

市民に保障される権利に伴う責務を確認するものです。

- ・市民は、お互いの権利を尊重し、協力しあうよう努めます。
- ・市民は、自らの言動に責任を持ちます。
- ・市民は、住民自治（まちづくり）の担い手として、地域活動参加に努めます。
- ・事業者は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、地域の課題の解決に向けた取組に努めます。
- ・市政への認識を深めるように努めます。

### 【説明】

市民は郡上市のまちづくりの主人公です。お互いを尊重し、協力しながら、積極的にまちづくりへ参画することが不可欠です。また、住民自治（まちづくり）の担い手として、市民一人ひとりが市政に関心を持ち、学習し、自らの発言や行動に責任を持つことが大切です。

また事業者についても、地域社会の一員であり、その事業活動がまちづくりに大きな関わりがあることから、地域の課題解決に取り組む他、従業員が地域活動へ参加することへの理解など地域社会との協調に努めなければなりません。

### 【その他意見】

- ・「市民が、まちづくりに参加しないことで不利益を被ることがないように」という意見。  
（まちづくりへの参画は強制ではないものの、まちづくりへの積極的な参画を推進するという意図からも、あえて記述しないこととしました。）
- ・市民自らが、地域の課題に気づき、意識を高めるための学習が必要であるという意見。

## (3) 議会の役割・責務

『まちづくり』の推進における議会の役割・責務を確認するものです。

- ・議会は、選挙で選ばれた住民の代表が構成する議決機関です。
- ・議会は、市民に開かれた議会の運営に努めます。
- ・議会は、この条例の基本原則、基本理念を尊重し、まちづくりに取り組むよう努めます。

### 【説明】

議会は、郡上市の重要事項を決定する、住民に選ばれ信託された大切な機関であり、郡上市のまちづくりの重要な担い手です。市民の意見を十分に反映し、市民に分かりやすく開かれた議会の運営に取り組まなければなりません。

#### (4) 市長等の責務

『まちづくり』の推進における市長等の責務を確認するものです。

- ・市長は、市民の意思に答えられる職員の育成に努めます。
- ・市長は、この条例の基本原則、基本理念に基づいた市政運営に努めます。
- ・市長は、市民の自治力向上のため、あらゆる面において支援します。
- ・市の執行機関は、所管する事務の企画立案、実施及び評価における内容、効果について、市民へ説明を行います。
- ・市の執行機関は、公平・公正、誠実、迅速かつ効率的に事務を執行します。

#### 【説明】

市長は、住民によって選出された市政運営の責任者として、この条例の考え方に則って、効果的かつ効率的な行政運営を行うとともに、行政サービス向上、住民自治推進のために市職員の能力向上に努めなければなりません。

市の執行機関には、市では市長のほかに教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会があり、それぞれが重要な事務を担っています。それぞれの判断と責任の下で、効率的に事務を執行し、その過程を市民に説明しなければなりません。また、執行機関相互が連携し、行政として一体となることによって、より有効にその機能を発揮しなければなりません。

#### 【その他意見】

- ・市長等は、市民が地域の課題に気づき、意識を高めるための学びの場を設定する必要があるという意見。
- ・市長等は、市職員が意図的、計画的に市民協働を進めて行くためのマニュアルについて整える必要があるという意見。

#### (5) 市職員の責務

『まちづくり』の推進における市職員の責務を確認するものです。

- ・市職員は、市民の一員としての自覚、市民との連携によるまちづくり推進します。
- ・市職員は、この条例の基本原則、基本理念に基づき公務を執行します。

#### 【説明】

市職員は、条例の基本原則、基本理念に則って、公平公正に職務に専念し、能力向上に努めるとともに、市民の一員として、積極的にまちづくりに参加し、持っている専門知識や能力を発揮しながら住民自治の推進に努めます。

#### (4) 市民参画・協働

##### (1) 意見公募手続制度

- ・市の執行機関は、市の重要な計画や政策策定等についての事前公表、市民の意見を求めます。
- ・市の執行機関は、市民からの意見を考慮した行政の考え方を公表します。
- ・意見公募の方法としては、パブリックコメント制度（H19.4.1 郡上市パブリックコメント制度実施要綱施行）、アンケート、意見交換会等を行います。

##### 【説明】

市の執行機関は、市民のまちづくりへの参画・協働をすすめる上で、様々な方法によって市民の意見を把握し、その機会を提供する必要があります。重要な計画や政策等については、事前に市民に公表し、意見を求めるとともに、市民からの意見に対しては、その内容を考慮し、市民から理解が得られるような説明を行うことが必要です。

懇話会では、意見公募の方法として、パブリックコメント、市民アンケートや市民との意見交換会などがあげられました。

##### 【その他意見】

- ・市民が理解しやすい内容での公表が必要であるという意見。  
(パブリックコメント等において添付資料が多すぎる)

##### (2) 附属機関への参加

審議会等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関その他これに類するものをいう。）の運営に関するものです。

- ・市の執行機関は、審議会等委員に一定割合の市民公募委員を選任し、男女比、年齢、職種、地域バランス等に考慮した選任を行います。但し、専門性の高いものや個人情報扱うものなどについては、この限りではありません。

##### 【説明】

郡上市の条例等には、附属機関として「総合計画審議会」「まちづくり市民会議」があげられおり、他に条例により定められている審議会等として「行政改革推進審議会」「情報公開・個人情報保護審議会」「都市計画審議会」「特別職報酬等審議会」「景観審議会」「伝統的建造物群保存地区保存審議会」「有線テレビ放送運営及び番組審議会」があります。

審議会等には、一定の市民が委員として加わることが望ましく、男女比や年齢層、職種、地域バランスなどに考慮しなければなりません。個人情報扱うものや専門性の高い審議会など、一般市民の公募委員が審議に加わることが困難だと思われるものもあります。

### (3) 住民投票に関する規定

- 市長は、市政に関する重要項目について、広く市民の意思を確認するために必要に応じ住民投票を実施することができます。
- 市民、市議会及び市の執行機関は、住民投票の結果を尊重します。
- 市の執行機関は、住民投票の実施に関する必要事項について、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めます。

#### 【説明】

住民投票は、郡上市のまちづくりに関して重要事項について、住民の意思を直接問うものです。

住民投票制度には、投票資格、投票方法、成立要件など、住民投票を実施するために必要な事項についてあらかじめ明文化しておく「常設型」と、住民の意思を確認する必要性が生じた場合に、事案の性格に応じて個別に条例を設置して住民投票を行う「個別型」があります。

「常設型」については、住民投票を行うべき事案が生じた場合に、一定の仕組みで住民投票を行うことになるため、必要な場合迅速に対応できるという利点がある一方、議会等で十分な議論がなされないままに住民投票が行われることから、制度の濫用を招く恐れもあります。

懇話会においては、出てきた事案に柔軟に対応できる「個別型」の住民投票制度が好ましいという結論になりました。

但し、「個別型」であっても、住民投票の実施に係る条例制定の請求要件のみを自治基本条例上に定めたいという意見があり、具体的な方法については検討が必要です。

#### (4) 住民自治の推進

市の執行機関は、市民が身近な地域の共通課題や将来の地域づくりの在り方を自ら考え、議論し、その方向性を決定していくことができる仕組みを整えます。

- 住民自治の充実が重要視される背景としては、分権改革の進展によって国県から市へとより市民に近いところに政策決定の場が移る中、市民の意思と責任に基づいた市政運営の必要性への高まりがあげられます。
- 市の執行機関は、市民が地域の課題を主体的に解決し、それぞれの特性を活かした地域づくりに取り組むことができるような仕組みづくりに努めます。
- 市の執行機関は、地域自治組織の設置に関する必要事項について、別に条例で定めます。

※地域自治組織の設置については、組織の体制（「地域自治区制度による組織」若しくは「市の条例等による組織等」）、地域という枠や分掌される事務内容等を含め研究及び十分な検討が必要です。

#### 【説明】

分権改革の進展により、国や県から市へとより市民に近いところに政策決定の場が移る中、市民の意思と責任に基づいた市政運営の必要性が高まっています。

郡上市では、自治会をはじめ、さまざまな団体が地域づくりの活動に取り組んでいますが、同じ地域に暮らす市民が主体的に連携・協力しながら、地域課題の解決や地域の特色を活かした地域づくりを進められる仕組みを整えることが必要です。

地域自治組織については、地域自治区制度（地方自治法第202条の4）による組織若しくは郡上市の条例等により定める組織等が考えられますが、地域区分の規模や地域自治組織はどのような組織が適切なのかなども含めて、今後更に十分な研究や検討が必要です。

#### 【その他意見】

- 市の執行機関の権限の一部を地域組織に委ねることや予算の配分が必要であるという意見。

#### (5) 市民協働

様々な主体（担い手）が、互いの責任と役割を認め合いながら、協力連携していかなければなりません。

#### 【説明】

「市民協働」は、平成 21 年 7 月に策定された「郡上市市民協働指針」の中で、「市民と行政が対等なパートナーとして、それぞれの得意分野を活かしながら、協力、連携して社会的課題の改善や解決にあたること」と明記されています。

市民や各種団体、事業者、議会や行政など様々な担い手がそれぞれの立場や特性について認め合い、信頼関係を築いた上で、それぞれが役割を分担しながら協力していくことが市民協働という考え方です。自治基本条例では、地域が抱える課題への対応やまちづくりにおける市民や市の役割、自治体の仕組みの基本ルールを定めます。

#### (6) 市民協働センター

市長は、協働によるまちづくりの推進を目的に、市民、まちづくり団体等の活動や交流の支援、調整を行う拠点として市民協働センターを設置します。

#### 【説明】

市民協働は、市民と市が対等なパートナーとなって、ひとつの目的に向かい、連携・協力していく活動です。その2つが対等な立場として活動を進めるために、間に立って支援し調整する機関が必要です。郡上市では、まちづくり活動を行う団体や組織、まちづくりに関心のある個人の活動を含めて、協働によるまちづくりを支援する場、市民が自由に交流・意見交換でき、誰もが利用できる情報受信の場として、平成 24 年 7 月に郡上市市民協働センター開設されました。

## (5) 市政運営

### (1) 情報公開

- ・市の執行機関は、市民の知る権利を保障します。
- ・市の執行機関は、情報公開の趣旨・目的実現のために別に条例を定めます。

#### 【説明】

市の執行機関は、市民から郡上市情報公開条例に基づく請求があったときには、適正に情報公開を行わなければなりません。

市の執行機関は、市民との情報の共有化を図り、情報が有効活用されるよう、情報の提供に関する基準を別に定めます。

※郡上市情報公開条例（平成 16 年 3 月 1 日施行）

### (2) 個人情報保護

- ・市議会及び市の執行機関は、市の保有する個人情報を適正に取り扱わなければなりません。
- ・市の執行機関は、個人情報保護の趣旨・目的実現のために別に条例を定めます。

#### 【説明】

市議会及び市の執行機関は、郡上市個人情報保護条例に基づき、個人の権利や利益が侵害されることのないよう個人情報を適正に取り扱わなければなりません。

※郡上市個人情報保護条例（平成 16 年 3 月 1 日施行）

#### 【その他意見】

- ・災害時、緊急時における個人情報開示の条件明示が必要であるという意見。

### (3) 会議公開の原則

- ・市の執行機関は、法令等に特別な定めがある場合を除いて、原則として審議会等の会議を公開します。

#### 【説明】

市の執行機関は、法令等に定めがある場合や個人のプライバシーに関わる内容を含むもの等、特別

な場合を除いて、審議会等の会議を市民に公開します。

#### (4) 行政評価

- 市の執行機関は、適切な目標設定に基づく行政評価を実施します。
- 市の執行機関は、評価結果を施策や組織改善等に反映させなければなりません。

#### 【説明】

市の執行機関は、総合計画との整合性を図りながら進行管理を行います。

行政評価の結果に基づき、課題の整理を行い、事業や予算の見直しや組織の改善等に反映させなければなりません。

#### 【その他意見】

- 行政評価は市内部の評価だけでなく、市民等が参加して行う評価が必要であるという意見。

#### (5) 財政運営の基本事項

- 市の執行機関は、総合計画と連動した財政運営に努めます。
- 市の執行機関は、市民に対し財政状況の公表を行います。

#### 【説明】

財政運営は、総合計画と整合性をもちながら、中・長期的な展望に立って運営に努めなければなりません。また、社会や経済状況の変化に対応した見直しが求められ、市民に対して、わかりやすく財政状況を説明し、公表しなければなりません。

#### (6) 意見、要望、苦情等への応答

- 市の執行機関は、市政に関する意見、要望、苦情等に対し、誠実かつ迅速な対応に努めます。
- 市の執行機関は、苦情に対し原因を分析し、再発防止に努めます。

#### 【説明】

市の執行機関は、市民の意見等に対して説明責任を果たすために、誠実かつ速やかな対応に努めるとともに、原因を究明し、再発防止に努めなければなりません。

市民の方々からの苦情、要望等は非常に重要な情報源でもあり、その内容を検討した上で施策や事業に反映していくことも大切です。

#### (7) 総合計画

- ・総合計画は、市の政策を定める最上位のものです。
- ・総合計画は、議会の議決を経て策定します。

#### 【説明】

地方自治法の改正により、総合計画（基本構想）の法的な策定義務がなくなりましたが、懇話会では、総合計画を市の政策を定める最上位のものとして定義することとしました。

#### 【その他意見】

- ・審議への市民参画はもとより、総合計画に対する市民の理解や認識を高める必要があるという意見。
- ・議決の根拠については、自治基本条例の中で規定する方法の他、議会基本条例で制定する方法、その他別に条例を定め制定する方法があり、調整が必要だという意見。

#### (8) 説明責任

- ・市の執行機関は、政策の立案、実施、評価等について、市民にわかりやすい説明を行うよう努めます。

#### 【説明】

市の執行機関は、政策や計画について、意思決定の段階から、実施・評価に至る各過程において、市民にわかりやすく説明する責任があります。

#### 【その他意見】

- ・イラストやパンフレットなどを活用し、市民が理解しやすいような工夫が必要であるという意見。

#### (9) 行政手続

- ・市の執行機関は、市民の権利と利益を保護し、行政手続の公正の確保と透明性向上のため、市民からの申請に対する処分等について、別に条例で定めます。

#### 【説明】

市の執行機関は、市民の権利と利益を保護し、行政手続の公正の確保と透明性向上のために、市民からの届け出等申請に対する処分について、別の条例により定めています。

※郡上市行政手続条例（平成 16 年 3 月 1 日施行）

#### 【その他意見】

- ・行政手続については、市民にとってできる限りわかりやすく、インターネットの活用や高齢者等への対応など利便性を図る必要があるという意見。

#### (10) この条例の検証

- ・市長は、別に定める条例により、この条例の見直しを含めた検証を行う審議会等を設置します。
- ・この審議会等は、一定以上の公募委員により構成されます。

#### 【説明】

市長は、この条例の趣旨や目的が推進されるよう、定期的に見直しを含めた検証を行う必要があります。また、時代の変化に対応した見直しも必要であり、学識経験者や公募委員により構成された検証及び見直しのための組織の設置が必要です。

尚、市長は、組織が検証及び見直しについて検討した結果を尊重するものとします。

#### 【その他意見】

- ・市長は、住民の自治力の向上に関する状況評価について、検証を行う必要があるという意見。
- ・市長は、この条例に対する評価について検証を行う必要があるという意見。

#### (11) 危機管理

- 市の執行機関は、市民、市議会、関係機関、国県、他自治体と連携し、市民の安全安心に努めます。
- 市の執行機関は、市民の安全確保のため緊急事態に対処できる体制の充実、強化に努めます。  
※様々な年代や立場における既存の団体や組織等の連携。
- 市民は、災害発生等、緊急時に自らの安全確保に努めます。
- 市民は、災害等に地域等でお互い協力して対応できるような体制づくりに努めます。

#### 【説明】

市の執行機関は、不測の事態に備え、市民や市議会、関係機関協力の下危機管理体制の確立に努め、想定された危機管理に対応可能な訓練を市民とともに行うことが必要です。

尚、市民はそれぞれの地域においても、災害等不測の事態に協力して対応できるような体制づくりに努めなければなりません。

#### 【その他意見】

- 地域における危機管理として、民生委員、小中学校PTA、青少年指導員、消防団、自治会など様々な年代や立場の既存組織や団体が、単独で活動するのではなく、情報や技術・知識を共有しながら協力できる体制を整えることが必要だという意見。

#### (12) 自治体、国等他機関との連携、協力

- 市の執行機関は、共通する課題解決等において、国県や他自治体と連携、協力を努めます。

#### 【説明】

市の執行機関は、医療や福祉、環境などの様々な分野で広域的又は共通の課題を解決するために、国、県、他の自治体や病院、大学、NPO法人などの様々な関係機関と対等な立場で連携を図り、課題解決に向けて相互に協力しながら取り組んでいきます。